イギリスの公共住宅民営化が我が国の構造改革に与える示唆

事業戦略コンサルティング一部 主任研究員 益田 勝也

1.はじめに

小泉首相は、自らの構造改革をイギリスサッ チャー元首相の方法に喩えることが多い。それ は、民間でできるものは民間に委ねて、可能な 限り公共セクターへの財政支出を減らし、それ をできる限り政治主導の枠組みで実現しようと する点が共通しているからである。

サッチャー政権は、およそ 20 年前にガス会社 を始め各種国営企業を民営化した。その際、払 下げ額から換算した最大の民営化は、公共住宅 の払下げ(Right to buy the Registered Social Landlords)であった。現在、わが国政府は都市 基盤整備公団(以下、都市公団と称する)と住 宅金融公庫という、国の住宅・都市政策の根幹 をなしていた特殊法人を廃止しようとしている。 また地方でも、住宅供給公社などを廃止する動 きがあり、住宅・都市政策は政策手段の大幅な 変更を迫られている。

本稿は、イギリスがどのような経過を辿り、

どのような結果を得たのか。また、現在の日本の構造改革にどのような示唆が得られるのかをまとめたものである。

2.払下げの経過

イギリスでは元来、地方自治体が国の補助金 を受けて公共住宅を建設、又は購入し、賃貸住 宅として貸出す方式をとっていた。管理、修繕 業務は、住宅の所有者である地方自治体におい て行われ、家賃は地方自治体が徴収していた。 現在の日本の公団賃貸住宅、公営住宅と変わら ない仕組みである。

サッチャーが登場する直前の1979年において 公共住宅は、全住宅ストックの30%以上を占め ていた。入居者制限をしている自治体が少なか ったことから、公共住宅といえども中間所得者 層がかなり多く入居しており、ポピュラーな居 住形態として定着していた。



図1 払下げ以前の仕組み

-1-

これに対してサッチャー政権は、公共住宅の 入居者が居住している住宅を自ら又は他者が購 入する権利を認めた。この払下げが公共住宅の 民営化である。80年代払下げ戸数は非常に多く、 年間 10~20万戸の範囲で推移した。サッチャー 政権が終わった後の 90年代に入っても、量は落 ちるが 5~7万戸で推移している。

住民のかなり多くは、払下げ先として、自ら 住宅を所有する方法を選んだ。その際、管理、 修繕業務は自治体に残すか、住宅協同組合 (Housing Associations)、或いは民間企業等 に委託する方法が選ばれた。次いで多かった のが、住宅協同組合等の団体・企業に所有権と 管理業務を移して、そこから賃貸を受ける方法 であった。

しかしその傾向も、80年代と90年代に入って からで大きく異なる。80年代は、個人が持家と して払下げる割合が高く90%以上を占めていた が、90年代になると住宅協同組合等へ払下げら れる比率が高まり、全体の30~40%を占めるに 至った。



図2 払下げ先の変遷

出所)DTLR(=Department for Transport,Local Government and the Regions) Housing Statistics 2000

3.現在の仕組み

現在イギリスでは既に 200 万戸以上の公共住 宅が払い下げられ、住宅の修繕、管理業務は、 民間の非営利団体である住宅協同組合、管理組 合、民間企業の手によって行われている。

住宅協同組合等管理団体の経営収支は、徴収 した家賃収入から事務・管理費を差し引いた後、 余剰金を修繕費として積み立て、不足分を公社 が審査した後に補助金で埋める仕組みとなって いる。補助金は、住宅組合補助(Housing Association Grants)という制度下で、住宅公 社によって住宅協同組合等に支給される。

つまりイギリスの住宅公社は、日本の都市公 団のように建設、管理業務を直接行うのではな く、中間審査機関として位置づけられている。 監督に徹することで、実務を行い、補助金を使 う住宅管理組合等の経営効率性をチェックでき

地域経営ニュースレター December 2001 vol.40

る仕組みになっている。日本の現在の仕組みは、 政府から補助金を受ける主体と実際の現業をす る主体が同一であるため、公団は補助金収入を 最大化する方向に動き、経営効率化のインセン ティブがわかない構造となっている。





住宅の払下げ(希望者に対する)

住宅公社(Housing Corporation)

住宅公社は、1964年に住宅管理協会等への貸 し付け機関として設立された。しかし 1970年代 後半から住宅管理協会等への監督指導機関とし ての役割が強化され、さらに払下げ後は、住宅 管理協会等に対して政府の補助金を認定し、支 払う機関となった。

現在は、独立行政法人として 600 人の職員を 抱え、全国に9地区の機関が設置されている。 監督業務に徹しているため、職員数もそれほど 多くない。

住宅公社は大量の公共資金を扱っているため、 それが適正に使われているかどうかがチェック される。議会に対する年次報告の提出と会計検 査院(NAO)による監査が義務づけられている。 さらに公社の経営ボードは、公社の役割が達 成されているか、資金づけや広報業務が効果的 に行われているかを審査する機関として、一般 企業と同様に監査権が認められている。メンバ ーは官民双方から選ばれており、様々な略歴を 持った人で構成されている。例えば現在のボー ドメンバーの略歴をみると、大学教授、自治体 の議会議長、住宅管理協会の会長、ベンチャー 企業家、法律家、自治体職員の退職者、複数の 基金の理事長、住宅公社の特定部局長、民間企 業の社長、住宅金融協会の副理事長、運動家、 金融機関の経験者、労働組合の一般秘書、等か らなっている。 住宅協同組合(Housing Associations)

住宅管理協会は収益を生まない事業体であり、 家賃 - 管理費 = 剰余金は全て修繕金に算入され る。組織的には公共団体でも民間企業でもない 非営利団体であり、日本で言うなら、役所の外 郭団体である協会というよりは、共済組合に近 い。半公共セクターとして認められている住宅 協同組合には、税の軽減措置が認められている。 全国に 2,000 以上の団体があり、約 145 万世帯 の管理を行っている。古くは工場労働者等に対 して住宅を供給する団体であったが、サッチャ ー政権以降その役割が見直され、公共住宅の管 理、修繕実務を行うようになった。

上位7番目までの住宅協同組合で、全国の住 宅協同組合住宅の78%を所有している。民営化 後の20年間に120以上の団体が設立された。 今後3年間の間に、新設、払下げ含めて、50万 戸の家が住宅協同組合の管理下になると予測さ れている。

大きな住宅協同組合では、賃金を支払う雇用 者を持っているのが一般的である。一方、経営 者(取締役会構成メンバ)はボランティアで構 成されている。メンバは通常、入居者、自治体、 コミュニティ団体、事業家、政治家等から構成 されている。2,000の団体数に対し、経営者は 30,000人以上と言われている。

4.公共住宅解体のプロセス

この払下げ政策の特徴は、矢継ぎ早に次々と 関連の施策をとっていったことである。これら は国民(=入居者)を味方につけ、一気呵成に 進めることで、今までの建物所有権者であった 自治体の所有権を固持しようとする反対論を押 し鎮めることに成功した。 (1)購入価格の割引きと融資の利子控除制度 が選択を後押し

民営化が始まった 1980 年当初、公共住宅の建 設に係る財政負担が重かった政府は、公共住宅 入居者の住宅購入権(Right to buy)を認め、 売却を促した。同時に購入価格の割引制度 1 を導入したため、購入が進んでいった。さらに 1983 年に導入された住宅購入融資の利子控除制 度(所得税率に応じて 25 又は 40%)によって、 手元資金を持たない者でも払下げが受けやすく なり、一挙に購入が進む要因となった。

- 1:払下げ価格=不動産鑑定士が評価する市場価格-割引価格 割引価格:建物の使用年数、建て方(戸建てか共 同か)に応じて設定されている。
- (2)低所得者にも道を開く制度

次いで 1985 年には分割購入制度(Shared Ownership:住宅の 50%以上の部分を購入し、残 りの部分は賃貸となり、資金の余裕ができた時 に買うことができる制度)を導入し、低所得者 にも購入の道筋を開いた。

(3)住宅協同組合や民間企業への移管の道筋

1986年になると、先述の購入価格の割引制度 は、最高5万ポンド、市場価格の70%にまで高 まった。また、それまで入居者と自治体にしか 認められていなかった購入権を、住宅協同組合 や不動産会社にまで広げた。さらに1988年には 幾つかの大きな法改正があった。一つは、公共 住宅の入居者が新しい管理者・所有者を選択で きる権利(家主選択権)を認めたことである。 法律は、入居者の投票によって譲渡が成立し、 自治体がこれを阻止する場合は過半数の入居者 の賛同を得なければならなくなった。

これら結果、入居者が管理者を民間企業の手 に渡すケースは少なく、多くが信頼の厚い住宅 協同組合を選択した。特に大規模団地では住宅 協同組合がその役割を担った。

地域経営ニュースレター December 2001 vol.40

-4-

(4)再開発期間中事業を引き継ぐ仕組みの導入

もう一つは住宅再生基金(HATs: Housing Action Trusts)の設立である。HATs は、特定団 地の公共住宅を地方自治体など以前の所有者か ら引継ぎ、補助金によって再生した上で民間の 地主等に売却する制度である。日本にはあまり 紹介されていないが、この団体は再開発する期 間の時限組織であり、ロンドン市内で数地区設 立された。

(5) 自治体が組合や企業と競争しなければな らない仕組み

さらに公共住宅を政府、自治体が手放すよう になったのは、管理業務の強制的競争入札制度 (CCT: Compulsory Competitive Tendering)が 導入されたことが大きい。これは、公共団体の 直営サービスには民間企業に入札の門戸を開放 しなければならないことを定めたもので、その 際、従来の公共部門は民間企業と同様に入札に 参加し、落とせばその部門は廃止に追い込まれ るというものである。この制度は1988 年から導 入された。 5.政策の効果

(1)公共住宅の引下げと持家の拡大

公共住宅の譲渡は、持家の増大を急速に進め た。イギリスの公共住宅比率は 1981 年に 30%と 非常に高い水準にあったが、1990 年には 22%、 1999 年には 15%と、20 年前の半分の比率にまで 下がった。逆に個人の持家は、同時期に 56%か

ら 66%、68%と上昇した。特徴的なのは、80 年代に個人の持家比率が上昇し、代わって 90 年 代に入ると住宅協同組合による管理件数が増え たことである。これは住宅協同組合が一定のシ ェアを握り、人々の中で定着したことと、公共 住宅や民間住宅に比べて住宅協同組合の家賃の 高騰が抑えられた結果である。

(2)家賃の上昇抑制

払下げの前後において家賃の推移をみると、 住宅共同管理の住宅が最も家賃上昇率が低く、 自治体管理の公共住宅が最も上昇率が高い。こ の背景には、政府及び自治体が直営の公共住宅 に対する補助金を抑制したため、公共住宅の家 賃を値上げしなければならなくなったからであ る。また自治体において経営合理化が徹底でき なかったことも大きい。民間賃貸住宅において

| | 自治体管理の 公共住宅 | 民間管理の 賃貸住宅 | 住宅協働組合 管理の住宅 | 勤労所得 |
|----------------|----------------|---------------|-----------------|-------|
| 家賃 (ポンド / 週) | | | | |
| 1980 | 7.7 | 10.9 | 12.5 | 111.4 |
| 1986 | 16.5 | 19.8 | 21.4 | 175.0 |
| 1992 | 30.7 | 35.7 | 36.4 | 268.9 |
| 1998 | 42.2 | 58.8 | 49.7 | - |
| 価格上昇率(1980=0) | | | | |
| 1980 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 1986 | 2.13 | 1.83 | 1.71 | 1.57 |
| 1992 | 3.98 | 3.29 | 2.91 | 2.41 |
| 1998 | 5.48 | 5.42 | 3.97 | - |

表1 払下げ後の住宅タイプ別家賃の推移

Data: Housing and Construction Statistics, DETR Housing Statistics 2000 Re: Average Weekly rent in England

地域経営ニュースレター December 2001 vol.40

も所得を上回る家賃の上昇が進んだため、居住 者は結局自ら所有するタイプが有利と判断し、 住宅協同組合の管理する住宅が増えていった。

(3)国民負担の軽減

公共住宅に対する公共資金の純投資額(歳出 から歳入を差し引いたもの)の推移を見ると、 サッチャー政権がこのプログラムを始めた 1980 年以降、その額は30億ポンドで推移していたが、 徐々に減少して 1988 年には 10 億ポンド近くま で下がった。つまり、10 年間で年間 20 億ポンド (約 3,500 億円)の補助金削減効果があったと いえる。90 年代に入るとその額は再度増えるが、 多くが住宅公社を通じた補助金であり、自治体 に対しては増えなかった。つまり 90 年代には払 下げが定着し、住宅協同組合による建設、修繕 費に国の補助金の主要な使途が移っていったの である。

図4 公共住宅に対するネットの財政投資額の推移(1998年価格水準での換算値)



6.課題と示唆

イギリスの払下げは日本の公団・公社の改革 に多くの示唆を有している。参考となるポイン トとして下記の点が挙げられよう。

(1)居住者への手厚い支援策による不安の抑制

イギリスでは家主選択権を認めた結果、住宅 協同組合等への譲渡がスムーズに進んでいった。 また大胆な割引制度が入居者の購入意欲を高め、 ローン控除制度の導入と自治体や民間住宅の家 賃高騰がそれに追いうちをかけた。日本の都市 公団改革では、民営化された場合公団住宅の入 居者が家賃の高騰や居住の不安定に懸念し、混 乱が起こるとされているが、果たしてそうであ ろうか。イギリスのように、従前居住の保障を した上で、入居者による管理者・所有者の選択 権、持家取得の促進策を行えば、懸念されてい る混乱は起きないと考えられる。また、再開発 を検討している地区では、HATsのような時限組 織が参考となる。手厚い支援で不安が抑えられ れば、居住者が自ら動き、結果として財政負担 が軽減される。

(2)住宅管理という新たな民間市場の拡大 イギリスでは民間企業への譲渡は少なかった

地域経営ニュースレター December 2001 vol.40

-6-

が、それは既に存在したボランタリーセクター に対する国民の信頼感が厚かったためである。 日本でも同様の制度にすれば、期待されている NPOの拡大に結び付けられる。

しかし賃貸住宅管理ビジネスが根づいている 日本では、民間企業のビジネス拡大に結びつく 可能性が高い。現在公共住宅の払下げを行えば、 不動産管理ビジネスが活性化することは間違い ない。イギリスでも NPO は有償雇用者を増やし ており、NPO によって不動産経済が拡大したと 捉えることができる。

(3) 入居者層の適正化

イギリスでは、民営化前まで公共住宅の居住 者の過半数が中間所得者以上であった。居住者 層に着目した場合、イギリスのケースは、実は 中堅所得者を対象とする日本の都市公団住宅や 地方住宅公社の民営化、資産売却のモデルとし てふさわしいのである。

イギリスの場合、公共住宅の売却に応じたボ リュームゾーンは中間所得者であった。彼らは 資産を割安に手に入れられることに素直に賛同 した。その結果、本来支援を必要とされる低所 得者層が公共住宅の中心層として残ることにな った。つまり本来公共住宅を必要としている人 だけが残り、入居者の適正化が進んだのである。 日本の公共住宅では、高額所得者が居残り、待 機者が入れないという不公平感が続いているが、 民営化によってこれが解決される方向に進むと 考えられる。

(4)監視、監督の対象を、個別世帯の所得から管理会社の会計へ

日本の公共住宅では、所得に応じた家賃の傾 斜措置が施されているが、所得の同定に多くの 労を費やし、管理コストを増大させ、結果とし て財政負担を重くしている。現在はこうした家 賃徴収業務だけを民営化する案があるが、この 制度を残したまま民営化されても管理会社のコ ストがかさみ、家賃に上乗せされる可能性がある。

都市公団の賃貸住宅は、中堅所得者を対象と しているため、家賃軽減策は撤廃することも可 能である。低所得者に対する補助は、公営住宅 の応能応益家賃の算定方式に一本化することも できる。家賃水準は常に市場家賃を上限とする Cap をはめれば、家賃の高騰を抑えられる。む しろ、イギリスのように"会計明朗化義務"を 管理会社に負わせ、管理・修繕コストを監視す る仕組みの導入が望ましい。企業の自助努力で 合理化を進め、結果的に政策コストのかからな いやり方で家賃水準を適正化させることができ るからである。

(5) PFI による公共住宅の供給

ブレア政権に移ってからも公営住宅の払下げ は進んでいる。そのような中で新しい動きとし ては、民間資金を使った公共施設整備、いわゆ る PFI スキームを公共住宅にも適用するモデル プロジェクトが始まりつつある。

仕組みは、民間セクターが公共住宅を修復、 新築する際に、PFI による信用補完を受ける方 式である。従来のように住宅共同組合が補助金 を受ける方法と基本的に変わらない。その際に 公共団体は補助金として多額の初期投資額を支 払う必要があったが、PFI スキームによって毎 年経常的な支払いをすれば良い方法に変わった。 一般的には 25 から 30 年の長期契約が組まれて いる。

PFIによる公営住宅の整備は、現在の国策 にも合致しており、日本の政府・自治体が今後 も検討を深めるべき領域である。

筆者 益田 勝也(ますだ かつや) 事業戦略コンサルティング 一部 主任研究員 専門は住宅・都市政策、不動産業等の経営改革 E-mail: k-masuda@nri.co.jp